

農作物獣害防止対策事業にかかる運用について

平成25年5月28日

農作物獣害防止対策事業の運用について次のとおり定める。

1 目的

- ・侵入防止柵等を設置することにより、鳥獣による農作物への被害の軽減・防止を図ることを目的とする。

2 事業内容

- ・侵入防止柵等を新規に設置した場合、その資材購入費の2分の1、3分の2、または4分の3以内の額を助成する。
※「侵入防止柵等」とは、電気柵、防護フェンス、ワイヤーメッシュ、トタン、侵入防止ネットなど農地を囲んで侵入を防止するものをいい、音、光、色、臭いを用いたものは原則認めない。

3 事業実施主体

- ・農業者等の組織する団体とする。
※例）農業改良組合、生産組合、土地改良組合、水利組合、農事組合法人等で構成員は3名以上。

4 対象となる農地

- ・高山市内に所在する農地とする。

5 補助要件

ア 補助率2分の1の場合

おおむね50aの農地であること。ただし、農地面積が少ないなど、おおむね50aの農地を確保することが困難な地域の場合はその限りでない。

イ 補助率3分の2の場合

50a以上の一団の農地であること。

ウ 補助率4分の3の場合

集落・地域ぐるみであること。

※集落・地域がその周囲を効果的・効率的・計画的に侵入防止柵等を設置する場合で、面積要件は特に定めない。

6 事業の実施

- ・事業の実施にあたっては、実施計画書を提出するものとする。(ア、イは様式 1-1-1、ウは様式 1-1-2)

※事業の優先順位は市が計画を認定したものからとする。(様式 1-2)

7. その他

- ・電気柵本器の老朽化による更新について

当事業により過去に電気柵で整備した農地において、本器がその耐用年数を過ぎ機能しなくなった場合については、補助要件を満たす場合においてその更新を認める。

- ・機能の強化について

当事業により過去に整備した農地において、新たな加害鳥獣に対応するためなどの機能強化を図る場合については、補助要件を満たす場合においてその機能強化を認める。

※例) イノシシ用の電気柵支柱をシカ用の電気柵支柱に取り替える、シカ用の恒久柵の上部にサル侵入防止用の電気柵を付け加えるなど。